

議案第 16 号

松阪市支所及び出張所設置条例の一部改正について

松阪市支所及び出張所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

松阪市支所及び出張所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松阪市飯高地域振興局森出張所の項中「1255 番地」を「1410 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。